平成２１年（フ）第１００７号
高知市中万々70番地17　小島マンション102
債務者　山﨑　高弘
1　決定年月日時　平成22年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第１０１０号
高知市薊野中町34番12号　401
債務者　清水　敬久
1　決定年月日時　平成22年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第１０１２号
高知市若草南町６番51号
債務者　田中　　昇
1　決定年月日時　平成22年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第１０１３号
高知市山手町23番地３　コーポ山下505
債務者　西本　　仁
1　決定年月日時　平成22年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第１０１４号
高知市山手町23番地３　コーポ山下505
債務者　西本　佳子
1　決定年月日時　平成22年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第１０２２号
高知市高須新町１丁目14番８号　セジュール田中101
債務者　上総　　学
1　決定年月日時　平成22年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第８１号
高知県安芸郡芸西村西分甲2577番地１
債務者　大元　房子
1　決定年月日時　平成22年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２１年（フ）第２０２号
福岡県飯塚市明星寺25番地３　県営明星寺団地６棟623号、前住所福岡県飯塚市椿692番地２
債務者　重　　秀明
1　決定年月日時　平成22年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２１年（フ）第２９６号
福岡県朝倉郡筑前町依井186－１　こすもすハウス103号、住民票上の住所福岡県久留米市津福今町455番地７　ダイナコート・リバティーイン久留米802号
債務者　戸町　俊介（旧姓上野・宮本）
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第４６５号
福岡県久留米市北野町中258番地１　マンボウハイツ深町Ｂ棟101号
債務者　大賀　　淳
1　決定年月日時　平成22年１月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第４７０号
福岡県久留米市長門石５丁目６番３　ニューロイヤルビル205
債務者　竹下　浩一
1　決定年月日時　平成22年１月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第４７１号
福岡県久留米市長門石５丁目６番３　ニューロイヤルビル205
債務者　竹下多賀子
1　決定年月日時　平成22年１月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第４８０号
福岡県久留米市大石町353番地１　出島団地２棟504号
債務者　金丸　明美
1　決定年月日時　平成22年１月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第４８６号
福岡県久留米市城島町城島543番地１
債務者　松永　仁美
1　決定年月日時　平成22年１月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第５１５号
宮崎県東諸県郡綾町大字入野2709番地
債務者　板垣　和代（旧姓柳井）
1　決定年月日時　平成22年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第２８２号
宮崎県都城市太郎坊町79番地２
債務者　宇都由紀子（旧姓小原）
1　決定年月日時　平成22年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２１年（フ）第２８９号
宮崎県都城市鷹尾４丁目12街区４号
債務者　上村　裕子
1　決定年月日時　平成22年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２１年（フ）第３１１号
宮崎県延岡市須崎町２番地５
債務者　茂　咲也香
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
宮崎地方裁判所延岡支部